

石巻地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年石巻条例第1号）の規定に基づき、本組合職員の任免、給与の状況、勤務時間、休暇などの状況及び公平委員会の業務に係る宮城県人事委員会からの報告について次のとおり公表します。

令和4年12月14日

石巻地区広域行政事務組合
理事長 石巻市長 齋藤正美

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免（令和3年度）

ア 採用者の状況

令和3年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

区 分	採用者数
一般行政職	0人
消防職	5人
計	5人

イ 職員の退職に関する状況

令和3年度に退職した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

区 分	定年退職	勸奨退職	その他	合計
一般行政職	0人	0人	0人	0人
消防職	3人	0人	3人	6人
技能労務職	0人	0人	0人	0人
計	3人	0人	3人	6人

(2) 職員数の状況

令和3年4月1日現在の任命権者ごとの職員の条例定数及び職員数の状況は、次のとおりです。

区 分	条例定数	職員数
理事会の事務部局	57人	47人
監査委員の事務部局	1人	1人
消防部局	357人	353人
計	415人	401人

2 職員の人事評価の状況

職員の昇任その他人事管理の基礎とするため、平成28年度から能力・実績に基づく人事評価制度を実施しています。基本的に全ての一般職員を対象としており、評価の種類は、業績評価及び能力評価となっています。本人参加型の評価制度とするため、評価者の評価前に職員が自己申告を行っています。

人事評価制度は、仕事の成果（業務目標の達成度）や顕在化した能力を期間ごと（業績評価：半年、能力評価：1年）に評価することで、職員が自身の強み・弱みを客観的に把握し、主体的な職務遂行の実現や自己啓発の促進が図られるようになるなど、人材育成と組織体制の強化から行政サービスの向上につなげるマネジメントツールの1つとして活用されています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和3年度）

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の 人件費率
千円	千円	千円	%	%
6,016,084	93,003	3,122,150	51.9	52.2

(注) 人件費には、特別職等に支給される報酬等を含みます。

(2) 給与費の状況（令和3年度）

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
401	1,492,242	356,413	575,335	2,423,990	6,045

- (注) 1 職員手当には、退職手当組合負担金は含みません。
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費には、会計年度任用職員は含まれません。
 4 単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

(3) 職員の平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	326,936円	379,162円	44歳8月
消防職	309,137円	389,755円	37歳7月
技能労務職	271,150円	282,875円	57歳6月

- (注) 1 「平均給料月額」は、令和3年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額に毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当を合計したものの平均です。

(4) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		石巻地区広域 行政事務組合	国
一 般 行 政 職	大学卒	182,200円	182,200円
	短大卒	163,100円	163,100円
	高校卒	150,600円	150,600円
消 防 職	大学卒	208,600円	208,600円
	短大卒	187,100円	187,100円
	高校卒	169,900円	169,900円

(5) 級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	4人	9.5%
2 級	主事	2人	4.8%
3 級	係長・主任主事	12人	28.6%
4 級	主幹	11人	26.2%
5 級	課長補佐	8人	19.0%
6 級	課長	3人	7.1%
7 級	次長	1人	2.4%
8 級	局長	1人	2.4%
合 計		42人	100.0%

イ 消防職

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	消防士	110人	31.4%
2 級	消防士長・副士長	18人	5.1%
3 級	消防士長	84人	23.9%
4 級	消防司令補	65人	18.5%
5 級	消防司令	44人	12.5%
6 級	消防司令長	25人	7.1%
7 級	消防監	4人	1.2%
8 級	消防正監	1人	0.3%
合 計		351人	100.0%

ウ 技能労務職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	清掃技手・業務員	0人	0.0%
2 級	清掃技手・業務員	4人	50.0%
3 級	清掃技手・業務員	0人	0.0%
4 級	清掃技手・業務員	1人	12.5%
5 級	主任清掃技手・主任業務員	3人	37.5%
合 計		8人	100.0%

(6) 職員手当の状況（令和3年度）

ア 期末手当・勤勉手当

区分	支給割合		職制上の段階、職務の級等による加算措置の状況
	期末手当	勤勉手当	
石巻地区広域行政事務組合	2.40月分	1.90月分	役職加算 5%~15%
	(1.35月分)	(0.90月分)	
国	2.55月分	1.90月分	役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%
	(1.45月分)	(0.90月分)	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

支給率	自己都合等	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例（2%~20%加算）	
1人当たり平均支給額	860千円	21,260千円

(注) 1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給対象地域	支給対象職員	支給率	国の制度との同異
宮城県仙台市	7人	6%	同
(うち経過措置)	(4人)	(6%、4.8%)	
東京都特別区	2人	20%	
(うち経過措置)	(2人)	(20%、16%)	

エ 特殊勤務手当

区 分	消 防 職
給与総額に対する比率	0.9%
支給対象職員の比率	83.8%
代表的な特殊勤務手当の名称	消防業務手当

オ 時間外勤務手当（令和3年度）

区 分	一 般 行 政 職 等	消 防 職
支給総額	7,726千円	71,986千円
職員1人当たりの支給年額	172千円	216千円

カ その他の手当

区 分	内 容	国の制度との同異	
扶養手当	配偶者	6,500円	同
	子	10,000円	
	配偶者以外の扶養親族	6,500円	
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき	5,000円加算	
住居手当	月額27,000円以下の家賃を支払っている場合	家賃から16,000円を控除した額	同
	月額27,000円を超える家賃を支払っている場合	家賃から27,000円を控除した額の2分の1（限度額17,000円）に11,000円を加算した額	
通勤手当	交通機関等利用者	最高支給限度額 55,000円	同
	交通用具利用者（交通用具のみ）		
	片道2km以上5km未満	2,000円	
	片道5km以上10km未満	4,200円	
	片道10km以上15km未満	7,100円	
	片道15km以上20km未満	10,000円	
	片道20km以上25km未満	12,900円	
	片道25km以上30km未満	15,800円	
	片道30km以上35km未満	18,700円	
	片道35km以上40km未満	21,600円	
	片道40km以上45km未満	24,400円	
	片道45km以上50km未満	26,200円	
	片道50km以上55km未満	28,000円	
	片道55km以上60km未満	29,800円	
片道60km以上	31,600円		

(7) 特別職の報酬の状況（令和3年度）

区 分		金 額
報 酬 (年 額)	理事長	189,000円
	副理事長	126,000円
	理事	105,000円
	議長	114,000円
	副議長	94,000円
	議員	88,000円
	監査委員（識見者）	87,000円
	監査委員（議員選出）	22,000円
報 酬 (1日につき)	介護認定審査委員（合議体の長）	16,000円
	介護認定審査委員（その他の委員）	14,000円
	情報公開・個人情報保護審査会委員 及び専門委員	9,500円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間及び休憩時間の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	1週間当たりの勤務時間	始 業	終 業	休 憩 時 間
一般行政職等	38時間45分	午前8時30分	午後5時	午後0時から 午後0時45分まで
消 防 (毎日勤務)		午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで
消 防 (隔日勤務)		午前8時30分	翌日 午前8時30分	午後0時から 午後1時まで
				午後10時から 午後10時30分まで
			午後10時30分から 午前5時まで	

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和3年度中）

区 分	平均取得日数
一般行政職等	12日6時間48分
消防職	13日6時間0分

(3) 特別休暇制度の状況（令和3年4月1日現在）

休 暇 の 種 類	付与日数・期間
選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の登録および骨髄移植のための髄液若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供	必要と認められる期間
ボランティア活動	一の年において5日以内
結婚する場合	連続する7日以内
妊娠に起因する障害（つわり）	10日以内で必要と認められる期間
妊娠中の通勤混雑緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
母子保健法による保健指導、健康診査	必要と認められる期間
妊娠中の健康保持のための休息又は補食	必要と認められる期間
妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
産前休暇	産前8週間以内（多児妊娠14週間以内）
産後休暇	産後8週間
生後満1歳に達しない子の育児	1日2回各1時間の範囲
生理日において業務困難な場合	2日以内
妻の出産（出産予定日14日前から出産後14日）	2日以内
妻が出産する場合で子を養育するとき	5日以内
小学校就学前の子の看護	一の年において5日以内（小学校就学前の子が2人以上の場合は10日）
3歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
日常生活を営むのに支障がある者の介護	被介護者ごとに1暦年において5日以内
親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1日から10日まで
父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内
夏季における心身健康維持増進等	7月から9月までの期間内において5日
災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
結核性疾患による勤務軽減	必要と認められる期間
通信教育等の面接授業への出席	必要と認められる期間
職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	必要と認められる期間
国、県、市町村その他公共団体からの表彰	必要と認められる期間
公共団体主催の運動競技会への選手又は役員	必要と認められる期間
職務に関連がある海外視察、派遣団への参加	必要と認められる期間
その他任命権者が特に必要と認める場合	承認を得た期間

(4) 職員の休業の状況（令和3年度）

ア 育児休業等取得の状況

区 分	育 児 休 業 取 得 者 数	部 分 休 業 取 得 者 数	育 児 短 時 間 勤 務 取 得 者 数
一般行政職等	0人	0人	0人
消 防 職	1人	0人	0人

イ 自己啓発等休業

区 分	取 得 者 数
一般行政職等	0人
消 防 職	0人

ウ 配偶者同行休業

区 分	取 得 者 数
一般行政職等	0人
消 防 職	0人

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持及び適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

令和3年度に分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
勤務成績が良くない場合					0
心身の故障の場合			2		2
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

令和3年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合					0
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					0

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

7 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、職員が離職後、営利企業等の地位に就いた場合、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関等の組織に対し、営利企業等との間で締結される売買、賃貸、請負等の契約等に関する事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求・依頼してはならないとされています。

また、職員は再就職者による依頼等があった場合、公平委員会に届け出なければならないとされています。

本組合では適正な退職管理のため、石巻地区広域行政事務組合職員の退職管理に関する規則を定め、職務の公平な執行及び住民の信頼確保に努めています。

(2) 承認申請書及び再就職者による依頼等の届出件数

ア 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定による承認申請書の届出件数
0件

イ 地方公務員法第38条の2第7項の規定による再就職者による依頼等の届出件数
0件

8 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況

ア 集合研修

区 分	内 容	受 講 者 数
階 層 別 研 修	初任科研修、幹部研修、監督者研修、管理者研修	19人
専 門 研 修	契約事務研修、条例・規則作成研修、ハラスメント防止指導者養成研修、各種消防研修等	96人
特 別 研 修	普通救命講習、安全運転講習、管理職特別職研修、防災研修等	236人

イ 派遣研修

区 分	内 容	受 講 者 数
派 遣 研 修	救急救命士養成研修、各種資格取得講習等	35人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

区 分	受 診 者 数
定期健康診断	303人
人間ドック	99人
胃がん検診	167人
大腸がん検診	171人
乳がん検診	4人
子宮がん検診	13人
結核検査	303人

(2) 公務災害補償の状況

加 入 団 体	区 分	発 生 件 数
地方公務員災害補償基金 宮城県支部	公務災害	3件
	通勤災害	0件

- (3) 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況
- ア 勤務条件に関する措置の要求の状況
該当ありません。

 - イ 不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況
該当ありません。
- (4) 公平委員会の業務の状況に関する宮城県人事委員会からの報告
- ア 勤務条件に関する措置の要求の状況
該当ありません。

 - イ 不利益処分に関する不服申立等の状況
該当ありません。